

# 島根県西部地震 出雲市における被害状況



山肌が崩れ、土砂が神戸川に流入(佐田町上橋波)



伊秩(いちぢ)神社(佐田町中佐津目)



市道三の宮三幡線(佐田町大呂)

4月9日未明、県西部を震源とする最大震度5強の地震が発生しました。

出雲市でも震度5弱を観測し、山肌が崩れる、岩が道路に落ちるなど大きな被害をもたらしました。

東日本大震災以降、全国でも防災意識は高まっていますが、この度の地震で改めて、日ごろからの防災の大切さを再認識させられました。

この機会に、家庭や職場、地域などで、防災について考えてみましょう。

## 主な被害状況(4月26日現在)

- |         |  |                           |
|---------|--|---------------------------|
| 1. 人的被害 | 軽傷   | 3名                        |
| 2. 住宅被害 | 家屋被害等(傾き、瓦落下、漏水等)<br>外構被害等(宅地・ブロック塀等の亀裂等)      | 53件<br>21件                |
| 3. 公共土木 | 道路被害(落石等)<br>河川被害(護岸)<br>港湾被害(舗装の亀裂など)<br>山林被害 | 37か所<br>1か所<br>1か所<br>2か所 |

おたすね / 防災安全課

☎ 21 6606

# 自ら防災情報を入手しましょう

災害から身を守るためには、正確な防災情報を入手し、早めの行動を心がけることが大切です。そのために必要となる防災情報の入手先は、次のとおりです。



## テレビ

・出雲ケーブルビジョン 111、121チャンネル ・ひらたCATV 111チャンネル

\*気象警報・気象特別警報が発表されたときに気象情報や防災情報を放送します。

## ラジオ

・NHK第1放送(AM)	周波数1296KHz	・エフエム山陰(FM)	周波数 77.4MHz
・山陰放送(AM)	周波数1431KHz	・エフエムいずも(FM)	周波数 80.1MHz
		・エフエムNHK(FM)	周波数 84.5MHz

\*「エフエムいずも」は、市からの緊急情報を割り込み放送にて実施します。

## インターネット

・しまね防災情報 <http://www.bousai-shimane.jp/>  
・出雲市防災情報 <http://izumocity.bosai.info/pinpoint/index.html>  
・ホームページ、フェイスブック等で、災害時などに随時情報を発信します。

\*注意報・警報、雨量・水位情報、雨雲の様子、アメダス、台風情報、地震情報など市からの防災情報が入手できます。

## 携帯電話メール

「いずも防災メール」の登録方法

- ① 空メールを送信してください。送信先アドレス:m-izumo@xpressmail.jp
- ② 登録用メールが届きます。
- ③ 内容を確認のうえメール本文内の登録用URLを選択してください。QRコードから送信先アドレスを取得できます。
- ④ 登録画面で配信希望情報等を登録してください。



\*注意報・警報、地震情報、水防情報、土砂災害情報などの防災情報が配信されます。

## 地震に安心な お住まいですか？

# まずは 耐震診断を受けてみましょう！

4月1日より、補助制度を拡充しました。

4月に「島根県西部地震」が発生し、日本のどこで、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあります。昭和56年以前に建てられた建物は、大地震に対しての耐震性が不足している可能性があり、改修工事が必要な場合もあります。まずは、自分の住まいがどの程度の地震に耐えられるかを把握しましょう。

市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震診断」、「耐震補強計画」、「耐震改修」、「解体除却」に必要な費用の一部について助成しています。

### 対象

市内にある木造住宅で以下に該当するもの  
(耐震診断にあっては①～③に該当するもの。その他にあっては全てに該当するもの)

- ① 自己所有であるもの
- ② 一戸建ての住宅または併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)で階数が2以下のもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたものは、増築部分の延べ床面積が、昭和56年5月31日以前に工事着手された部分の延べ床面積の2分の1以内のもので、平成12年5月31日以前に工事着手されたものに限る)
- ④ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅
- ⑤ 地震に対して安全な構造とする旨の勧告等を受けた住宅

### 補助金額

- 耐震診断 / 耐震診断費の3分の2以内で、6万円が上限
- 耐震補強計画 / 補強設計費の3分の2以内で、40万円が上限
- 耐震改修 / 耐震改修工事費の100分の23以内で、80万円が上限
- 解体除却 / 解体除却工事費の100分の23以内で、40万円が上限



申込み・おたずね / 建築住宅課 ☎21-6720